

平成 25 年 12 月 20 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワJPX日経400 ファンド

当社は、平成 26 年 1 月 6 日に「ダイワJPX日経400 ファンド」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色



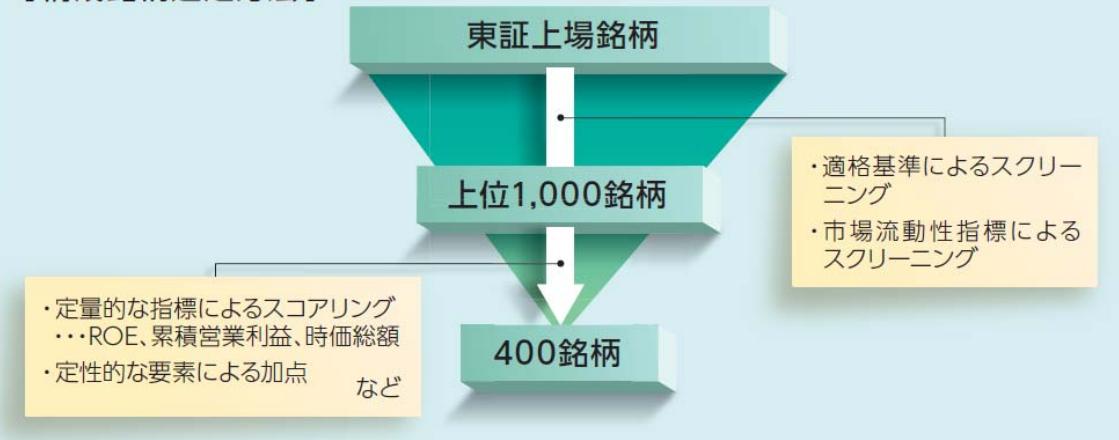
JPX日経インデックス400の構成銘柄に投資を行ないます。

※ファンドの資産規模、流動性等によっては、すべての構成銘柄に投資しないことがあります。

JPX日経インデックス400とは

- ◆ 日本取引所グループ(JPX)、東京証券取引所および日本経済新聞社が算出します。(起算日は平成25年8月30日、基準値は10,000です。)
- ◆ 東京証券取引所の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQを主たる市場とする普通株式等の中から、時価総額、売買代金、ROE等をもとに、算出者が選定した銘柄を算出対象とします。
- ◆ 構成銘柄数は、原則として400銘柄*です。また、年に1回定期入替を行ないます。
※定期入替後の上場廃止等によって、構成銘柄数が一時的に下回ることがあります。
- ◆ 時価総額加重方式で算出され、1銘柄当たりの構成比率には1.5%の上限が設けられています。

[構成銘柄選定方法]

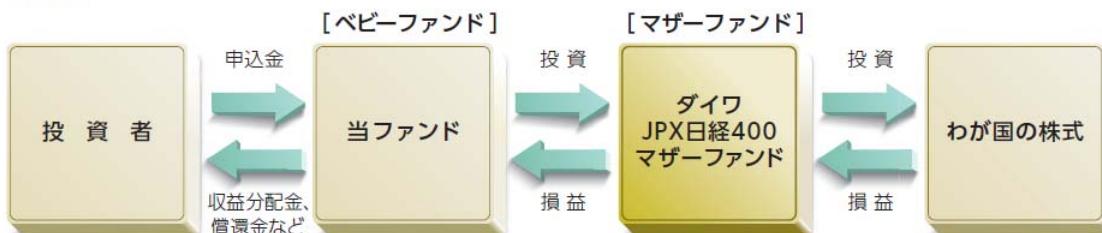


大和投資信託
Daiwa Asset Management

(ファンドの仕組み)

- ◆ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 運用の効率化をはかるため、わが国の株価指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額ならびに株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。



毎年3月22日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 第1計算期間は、平成26年3月22日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、配当等収益等が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

- ①「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所(以下総称して「JPXグループ」といいます。)ならびに株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて「JPXグループ」および「日経」に帰属しています。
- ③「ダイワJPX日経400ファンド」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」および「日経」は、その運用および「ダイワJPX日経400ファンド」の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、JPX日経インデックス400の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・ 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 株価指数先物*と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- ・ 株式および株価指数先物取引*の最低取引単位の影響
- ・ 株式および株価指数先物*の流動性低下時における売買対応の影響
- ・ 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

*届出日(平成25年12月20日)現在、JPX日経インデックス400の先物取引は導入されておりません。
同指数以外の指数先物取引を利用することができます。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 2.1%*(税抜 2.0%) です。 *消費税率が 8%となる平成 26 年 4 月 1 日以降は、 2.16% となります。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率 0.68775%*(税抜 0.655%) *消費税率が 8%となる平成 26 年 4 月 1 日以降は、 年率 0.7074% となります。 ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の 6 か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
委託会社	年率 0.32%(税抜)
販売会社	年率 0.30%(税抜)
受託会社	年率 0.035%(税抜)
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

—Press Release—

4. ご参考

ファンド名	ダイワ JPX 日経 400 ファンド
購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額(1 万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額(1 万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後 3 時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成 26 年 1 月 6 日から平成 26 年 12 月 22 日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	平成 26 年 1 月 6 日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成 26 年 1 月 6 日から平成 36 年 12 月 22 日まで 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none">・ 受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合・ JPX 日経インデックス 400 が改廃された場合・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・ やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年 3 月 22 日(休業日の場合翌営業日) (注)第 1 計算期間は、平成 26 年 3 月 22 日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。
信託金の限度額	1 兆円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成 26 年 1 月 1 日以降)。 なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。
受託銀行	りそな銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上